

神戸市児童養護施設障害児等加算事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害児施設の入所枠の制約等やむを得ない理由により、児童養護施設へ措置された障害のある児童等の処遇向上を図るとともに、児童養護施設の円滑な運営を促進することを目的とする事業に係る補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 この要綱による補助金の交付の対象となる施設は、市長が児童福祉法の規定に基づき設置の認可をした児童養護施設（以下、「施設」という。）で、個別的援助を必要とする発達障害児等（以下、「対象児童」という。）が別に定める人数入所しており、かつ、平成11年4月30日付厚生省発児第86号厚生事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（以下、「厚生事務次官通知」という。）および平成11年4月30日付発児416号厚生省児童家庭局長通知「『児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について』通知の施行について」（以下、「厚生省児童家庭局長通知」という。）に規定する職員配置基準に、神戸市民間社会福祉施設職員加配補助金交付要綱（以下、「職員加配補助金交付要綱」という。）に基づく加配職員数を加えた数を超えて児童指導員、保育士等を雇用している施設とする。

(対象児童)

第3条 対象児童は、施設に入所している児童のうち、次の各号の一に該当する児童とする。

- (1) 療育手帳を所持する児童
- (2) 障害児学級、養護学校に在籍する児童、またはこれらに在籍しなくともIQ（DQ）75以下の児童
- (3) 身体障害者等級4級以上に該当する児童
- (4) 精神科等の医療機関にて継続的な通院加療を受けている児童
- (5) 医師により発達障害者支援法第2条第1項に規定される「発達障害」（以下、「発達障害」という。）に係る確定診断を受けた児童
- (6) 発達障害の疑いがあり、別表1「児童の行動チェックリスト」に掲げる項目に3領域にまたがって該当し、かつ、極めて処遇が困難であるものとして神戸市こども家庭センター所長が認めた児童

(補助金の額)

第4条 補助金の額は別表2に定める額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする施設の代表は(以下、「申請者」という。)は、児童養護施設障害児等加算事業補助金交付申請書(様式1号)に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、その旨を児童養護施設障害児等加算事業補助金交付決定通知書(様式2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定にあたり必要な条件を付することができる。

(補助金の請求)

第7条 前条の通知を受けた者は、児童養護施設障害児等加算事業補助金交付請求書(第3号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付時期)

第8条 第3条の補助金は、毎年度上半期及び下半期の2期に分けて交付する。

(補助金の使途)

第9条 補助金の使途は、厚生事務次官通知および厚生省児童家庭局長通知に規定する職員配置基準に職員加配補助金交付要綱に基づく加配職員数を加えた数を超えて雇用する児童指導員、保育士又は平成18年6月27日付雇児発第0627002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知『児童養護施設、乳児院及び児童自立支援施設における虐待を受けた子ども等に対する適切な援助体制の確保について』の第3「心理療法を担当する職員」に準ずる職員の人件費とする。

(事業実績報告書の提出)

第10条 第7条の補助金を受けた者(以下、「受給者」という。)は、当該年度の半期ごとの補助事業が終了したときは、児童養護施設障害児等加算事業実績報告書(様式4号)を、上半期分については当該年度10月末までに、下半期分については翌年度4月末までに市長に提出しなければならない。

(補助金の精算)

第11条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、第2条に規定する職種の職員が配置されていない状況が生じた場合等必要なときは、次期に交付する補助金又は既に交付した補助金から精算を行うものとする。

(補助の取消し)

第 12 条 市長は、受給者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金を第 9 条に規定する用途以外に使用したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の経理等)

第 13 条 受給者は、補助事業に係る収入及び支出を予算及び決算に計上し、経理するほか、補助金の支出状況を明らかにした証拠書類を作成しなければならない。

(施行の細則)

第 14 条 この要綱の施行について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成 19 年 1 月 11 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日から適用する。